

米国環境保護庁
ワシントン D.C.20460

大気放射局

2013年2月15日

画像機器パートナーまたはその他関係者各位：

ENERGY STAR画像機器基準バージョン2.0の最終草案に関して、EPAは、画像機器に付随するデジタルフロントエンド（DFE）に対するEPAの方針について意見を受け取り、それに応じて対象範囲と要件の修正を行った。またEPAは、A3用紙幅モデルの消費電力量を示す追加データを受け取り、その結果A3追加許容値案を若干修正した。本基準を確定させる前に、EPAは、本書において詳しく説明されるこれら2点について関係者の意見を求める。

DFE：対象範囲

最終草案において、EPAは、複数のDFEと共に販売される製品を対象除外にすることを提案した。意見書およびオンライン会議において、関係者は、EPAがこれまでに理解しているよりも多くの製品が、第1種および第2種の両方のDFEと共に販売されていることを述べた。この追加情報に基づき、EPAは、本対象除外を削除することを提案する。ENERGY STAR認証画像製品と共に販売されるDFEはいずれも、第1種または第2種DFEに対する適切な最大TEC_{DFE}要件を満たす必要がある。

対象除外範囲。 提案のとおり、第ii項は以下に示すように削除される。

2.2.2 以下の条件のうちの1つ以上を満たす製品は、本基準のもとENERGY STAR適合の対象にはならない。

- i. 三相電力で直接動作するように設計されている製品。
- ii. 複数のDFEと共に販売される製品

DFE：製品群（ファミリー）の定義

関係者との協議および意見書において、EPAは、基本マーキングエンジンとDFEの組み合わせをそれぞれ試験して適合にすることは過度な負担になるという意見を受け取った。概して、EPAによる製品群（ファミリー）の定義では、製品群（ファミリー）における許容可能な差異が認められている。EPAは、製品群（ファミリー）の手法をDFEに対して提案している。

製品群（ファミリー）。 提案のとおり、DFEに関する具体的記述は以下に太字で示すように第d) 項に追加される。

製品群（ファミリー）：(1) 同一の製造事業者により製造され、(2) 同一のENERGY STAR適合基準値の対象となり、(3) 共通の基本設計を有する製品モデルの一群。製品群内の製品モデルは、(1) ENERGY STAR適合基準値に関連する製品性能に影響を与えない、あるいは(2) 製品群内における許容可能な差異としてここに規定されている、1つまたは複数の特徴あるいは特性に準じて相互に異なる。画像機器に関して、製品群内の許容可能な差異には以下のものが含まれる。

- a) 色。
- b) 筐体。
- c) 入力または出力用紙送り付属品。

- d) **第1種および第2種DFEを含め**、画像機器製品のマーキングエンジンに関連しない電子的構成要素。

DFE: 代表モデル

製品群（ファミリー）の規定を用いて認証されたすべての製品として、製品群（ファミリー）の代表モデルとは、当該製品群（ファミリー）のうち最も消費電力量の大きい構成と定義される。EPAは、本要件が、製品群（ファミリー）の規定のもと認証されたDFEと画像製品の組み合わせにも適用されることを明確にしたいと考えている。この方法は、製品群（ファミリー）全体がENERGY STAR要件を満たしていることを確実にする。EPAは、販売されている最も一般的な構成を代表モデルとすべきであるという要望を受け取ったが、この方法では、全製品群（ファミリー）にわたる準拠が確保されず、また他のENERGY STAR製品区分における製品群（ファミリー）への対応と整合しない。

代表モデル。提案のとおり、以下に太字で示すように第iii項が代表モデルの文言に追加される。

4.2.1 以下の要件に従い、代表モデルを試験用に選定すること。

- i. 個別の製品モデルの適合については、**ENERGY STAR**として販売されラベル表示される予定のものと同等の製品構成が代表モデルと見なされる。
- ii. 製品群（ファミリー）の適合については、その製品群内において最大の消費電力量を示す構成が、代表モデルと見なされる。製品群を届出する際、製造事業者は、試験していないまたはデータを報告していないものを含め、自社の画像製品の効率に関するあらゆる主張について引き続き責任を有する。
- iii. **第1種DFEを有する製品群(ファミリー)の適合については、製品群(ファミリー)において、最も消費電力量の大きい構成の画像製品と、最も消費電力量の大きいDFEが適合を目的に試験される。第1種DFEを有する製品群(ファミリー)を届出する際、製造事業者は、試験していないまたはデータを報告していないものを含め、自社の画像製品およびこれら画像製品と共に販売されるすべての第1種DFEの効率に関するあらゆる主張について、引き続き責任を有する。第1種DFEが組み込まれていない画像製品は、適合を目的にこの製品群(ファミリー)に追加することはできず、第1種DFEの無い別個の製品群(ファミリー)として適合しなければならない。**

適合製品一覧において、EPAは、製品群（ファミリー）に関連する他のDFEの消費電力量を別欄にて提供する意向がある。これら追加DFEについては、画像機器と共に試験する必要は無く、認証にも影響しないが、検証試験の対象になる。当該製品と共に販売されるDFEのいずれかが、検証試験においてTEC_{DFE}基準値を満たすことができない場合、その製品群（ファミリー）全体が不適合となる。

なお、試験および認証用の代表モデルとは、（最も消費電力量の大きいDFEを含む）最も消費電力量の大きい構成である。代表モデルに対する変更は、特に消費電力量のより大きなDFEが製品群（ファミリー）に組み込まれる場合において、当初の認証を無効化し、新たにさらに消費電力量の大きい構成による再認証が必要となる。

A3追加許容値

EPAは、消費者に適切な選択肢を与えられるほど十分に低速モデルの適合率を高めるためには、0.2 kWh/週のA3追加許容値案では不十分であるという意見を受け取った。EPAは、これらA3モデルの消費電力量を反映する追加データも受け取り、分析を行った。特定の速度域において、若干大きな追加許容値が規定されない限り、消費者による選択は限定されてしまう可能性があることを、データは示している。これに応じて、EPAは、A3追加許容値を**0.3 kWh/週**に引き上げることを提案している。

意見書の提出

バージョン2.0基準の最終草案に対するこれら変更に関する意見は、2013年3月1日までに電子メールにて imagingequipment@energystar.gov宛に提出すること。受け取った意見はすべて、提出者が自身の意見を非公開にすることを特に求めない限り、ENERGY STAR基準策定ウェブサイト（ENERGY STAR Product Development Web site）に掲載される。EPAは、画像機器基準バージョン2.0を2013年3月に確定させる見込みである。

画像機器オンライン会議

2013年2月22日（東部時間 1pm～2:30pm）に、EPAは、ENERGY STAR画像機器基準バージョン2.0の最終草案に対する上記説明について詳細を示すために、関係者オンライン会議を開催する予定である。本会議への出席を希望する場合には、2013年2月21日までにimagingequipment@energystar.gov宛に参加登録をすること。

ENERGY STARに対する継続的な支援に感謝する。本基準改定に関する質問や意見は、EPAの Christopher Kent (kent.christopher@epa.gov / (202) 343-9046) またはICF InternationalのMatt Malinowski (matt.malinowski@icfi.com / (202)862-2693) に連絡すること。試験方法に関する質問については、DOEのBryan Berringer (Bryan.Berringer@ee.doe.gov / (202)586-0371) に連絡すること。

Sincerely,

Christopher Kent
Product Manager, ENERGY STAR for Imaging Equipment